

令和3年度第1回指定管理者選定委員会会議録

●開催日時 令和3年 5月24日(月) 午前10時56分開会 午前11時30分開会

●開催場所 別館3階特別会議室

●会議録

○事務局 配布資料の確認。レジュメ、施設の概要調書3部。

○委員長 議題の1「今年度 指定管理者の候補者を選定する施設について」、本年度の対象施設は太陽の広場、チャレンジショップ、生涯学習センターの3施設、本日はそれぞれの施設の所管課から提案内容の説明を受けたい。まず介護保険課からお願いしたい。

○介護保険課 太陽の広場について。当該施設は平成6年に建設・設置され、運営は同年から中間市老人クラブ連合会に委託し、平成17年度から現在まで指定管理により運営を行っている。

施設の内容はゲートボール場が6面、集会所が1棟、トイレが1棟。利用時間はゲートボール場が午前7時から午後6時まで、集会所は午前7時から午後9時まで。使用料はゲートボール場が無料、集会所は1時間当たり420円、そのほかに、空調利用料として1時間210円を徴収している。

次に「3 収支状況」。収入については主なものは市からの指定管理料。令和元年度までは〇〇〇万円であったが、令和2年度から〇〇〇万円に削減している。管理運営は指定管理料と施設使用料による収入分の範囲内で管理者が運営を行うこととしている。

次に「5 利用状況」。延べ利用者数は、平成28年度6,395人、平成29年度5,173人、平成30年度5,051人、令和元年度5,140人、令和2年度2,958人。令和元年度までは年間5千人以上の利用者がいたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きく、前年度と比べて45ポイント減少。

次に「6 指標」、利用者1人当たりのコストは1人当たり〇〇〇円、1日当たりの開館コストは〇〇〇円が、令和2年度の実績見込み。

「7 民間参入可能性度チェック」について。まず①は、当該施設は民間事業者等に委ねることで利用者のニーズに合ったサービス内容の充実が図れることから該当。次に②は、当該施設を民間事業者に委ねることでコスト削減を図ることが可能であることから該当。③についても、利用の平等性、公平性などは行政でなくても確保できることから該当。④については、類似する同等のサービスの提供は、自治会連合会などが行うことも可能と思われることから該当。⑤については、いま現在、老人クラブ連合会で運営を実施できていることから該当。⑥については、利用料などが少額であることから非該当。

続いて「8 公募の有無」。前回に引き続き、今回も公募しないことを提案する。理由としては、1つ目は、老人クラブ連合会は平成6年の開設当時から市内各単位老人クラブとの連携を図り、その発展を促すとともに、高齢者の生きがいの活動拠点としてこの施設を利用者間の交流の場として、地域社会における老人福祉の増進に寄与してきたという実績がある。2つ目は、当該施設の利用者の中心が、ゲートボールや、グラウンドゴルフなどを行っている高齢者の方々であるというところ。3つ目の理由は、指定管理制度導入後、本市の指導のもと経営効率に努めており、本市からの支出についても、指定管理制度が開始された平成17年度は〇〇〇万円だったが、現在は〇〇〇万円までに経費を抑制できていること。最後の理

由としては、本市が取り組む高齢者支援事業において、中間市老人クラブ連合会の協力発展が必要であり、高齢者の孤立化などの問題を改善する上で、高齢者の集いの場として必要と考えていること。

「9 指定する期間」については、3年間を考えている。前回の指定の際にも指摘があったが、平成29年度に策定された中間市公共施設等総合管理計画における簡易評価で、用途廃止も含めて何らかの対応を早急に求められる「要早急対応」に該当している。一方で、当該施設は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和2年度以外は、年間で5千人以上の利用があり、また、老人クラブの活動の拠点としての機能も兼ねている。コロナ禍で市民の行動が制限されている中、自宅に閉じこもることにより高齢者の身体機能の低下が懸念されているが、太陽の広場で行えるゲートボールやグラウンドゴルフは、コロナ禍でも密にならず安全・安心に体を動かすことが可能な施設で、市内にはこのような整備された施設はないので、高齢者にとっては、太陽の広場は必要な施設と考えている。このため所管課としては、安易な施設廃止は住民生活に与える影響が大きいと判断しつつ、公共施設等総合管理計画との整合性を図るため、前回同様、指定管理期間を3年間と考えている。最後に、今回の指定については、先ほどの理由により公募しないということ、介護保険課としては考えている。

○委員長 ここで確認だが、太陽の広場については公募を行わず、引き続き老人クラブ連合会に再指定することとし、指定期間は3年間、指定管理料は年〇〇〇万円、3年総額〇〇〇万円交渉したいということによいか。

○委員 中間市の財政状況、行政改革の観点から。令和2年度については、借換債による公債費の抑制、市有地の売却、ふるさと納税の増収等により、一時的ではあるが基金の積み増しができていると聞き及んでいる。逆に歳入面においては、人口減少による交付税の減収、昨年来のコロナの影響により市税収入は想像以上に厳しい状況がある。

公共施設等個別施設計画が策定されており、今後10年間で30億円以上が必要。この個別施設計画の中には、今再編が検討されている学校、中鶴で進んでいる市営住宅、インフラ等の道路等の改修費用等は含まれていない。今後有利な起債を借りることができたとしても、やはり一定の現金は必要と考える。これらの既存事業の抜本的な見直しが進まなければ、資金不足、基金も底をつくことは明白と考えている。中間市においては、今後の人口規模、財政規模に見合った公共施設の管理を行うべきという基本的な考え方が必要ではないか。

その中で今回私自身の提案としては、太陽の広場は指定管理を廃止して、当該用地は売却すべきではないか。理由としては、太陽の広場は平成29年度策定の中間市公共施設等総合管理計画において、働く婦人の家と同様、要早急対応と簡易診断された施設である。実際に施設の破損や不具合が生じており、現在までには大規模な改修等行ってないので、今後継続するとなれば、大規模改修が必要になる。また利用者の人数だが、令和元年度で5千人を超える利用者ということで話があったが、人数1日何人でやると、令和元年度で1日14人の使用の人数。14人の使用で今からまた費用をかけてやっていくのかという問題。集会所の利用等も当然あると思うが、会議等がもし多いのであれば、他の会議室を持っている代替施設というようなことも考えられるのではないか。

歳出面から見ると、もし廃止することになれば年間〇〇〇万円の指定管理料が減額されること、それから歳入面からいうと土地の売却によって、先日確認するとだいたい1億1,000万以上の売却益は出るのではという話はもらっている。当然この中には売却に当たっては

建物の除却、測量、整地料等は別途発生すると思うが、それでも1億以上の売却益が生まれるということ、そういうことを色々勘案した中で、今後の人口規模、財政規模に見合った公共施設の管理を行うべきという立場であるので、太陽の広場は指定管理を廃止し、当該用地を売却するべきであるというふうに思う。指定管理期間を5年から3年に短縮するということ、本市の財政状況も十分に考えてこのような対応してもらっているとは思いますが、利用団体の対応や、代替施設の確保も含めて再度検討をお願いしたい。

○委員長 指定管理を廃止して用地売却も検討していいのではないかという意見であった。今の提案について所管課の意見は。

○介護保険課 本市の財政状況等を鑑みると非常に厳しい状況下にあると考えているので、そのような意見が委員から出てくるのではないかという思いはあった。あくまでも私ども介護保険課、高齢者に対する様々な支援を行っている現場の声としては、できるならば公共施設については残しておきたいという思いであったが、再検討ということなので、私どもとしてはまた再度違う目線で考えていかなければならないと思っている。

○委員長 この場でいきなり廃止を承認するとはならないだろうから、所管課の方でもまた再度検討してもらおうと同時に、各委員も次回の会議までにある程度自身の考え方を取りまとめておいてもらいたい。

次に、産業振興課からの説明をお願いしたい。

○産業振興課 チャレンジショップについて。本施設は平成30年度設置当初から指定管理者制度を導入しており、市内の新規起業者の促進を図るため、起業希望者に低額家賃で店舗を貸し出している。また、道路側に全面ガラス張りの防音機能を設備したフリースペースにおいて、各種イベント事業や各団体がヨガやダンス教室等を開催し、町の賑わいを創出している。施設内の4店舗については、小売2店舗、飲食2店舗を設置し、現在は1期生の全員が市内で独立開業しており、2期生の小売2店舗と飲食2店舗が営業中となっている。

次に施設の収支状況（資料1-2）。平成30年度から今年度までの4年間の収支状況をまとめている。今年度については、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症による影響で、フリースペース利用料の大幅な増加は見込めない状況だが、新規の講座教室の追加及び職員人件費の見直し等によって黒字決算を見込んでいる。現指定管理者においては、過去3ケ年で黒字決算となっており、安定した経営が継続されている。

続いて施設の利用状況（資料1-3）。平成30年度、令和元年度と、店舗、フリースペース、自主事業の来場者数は同程度で推移していたが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設の閉館及び店舗の休業等の影響によって、今年度の来場者数も大幅な増加は見込まれないことが予想される。

次に、指定管理者導入の有無について（資料2）。チャレンジショップに指定管理者制度を導入することで、単に施設を管理するだけではなく、行政直営ではノウハウがない経営支援や各種イベント等の開催においても、大きな役割を果たし多大な成果を上げることが期待できる。また、人件費等の経費の削減も大幅に図られることから、指定管理者制度の導入が適切であることを提案する。なお、卒業した1期生からは、経営に関する相談及び様々な支援から、本開業に向けた店舗探し等にいたるまで、市内で無事開業できたことは、指定管理者からの支えが限りなく大きかったとの声が多数あった。

続いて指定管理期間及び候補者選定について（資料3）。昨年度の指定管理者選定の際に、

令和2年度末までに策定された当該施設の個別施設計画により示される方向性等を踏まえて、施設のあり方、指定管理者及び施設の管理方法等について、時宜を得た検討を行う必要があるとの理由から指定期間を1年間としていた。今回、当該施設の指定期間については、施設の主な設置目的である新規起業者の育成支援という目的を鑑み、また、指定管理者のノウハウを十分に活かすためには、5年間の指定期間とすることが妥当であり、候補者選定については、基本原則である公募による指定管理者の候補者選定を行いたいと提案する。

続いて、指定管理料について（資料4）。指定管理料については、収支状況の内容を精査したうえで、今回、税込みの年〇〇〇千円、5年総額〇〇〇千円を提案する。

○委員長 確認だが、チャレンジショップについては公募を行い、指定期間は5年間、そして指定管理料は年〇〇〇千円、5年総額で〇〇〇千円という内容で交渉したいということによるのか。ただ今の担当課からの説明について、何か意見や質問があれば。

○委員 今回のチャレンジショップについては、もともと2年だったのが1年になった。そういう中で、今回5年の期間という形にはなっているが、基本、公募をするということにはなっているのだが、どういう方向で今からやって公募していくのか。いろんな経緯があった中で、今後チャレンジショップをどういうふうにもっていくのか、本当に5年やって大丈夫なのかということも踏まえて、チャレンジショップをどういうふうな方向にもっていくのか、考えを聞きたい。

○産業振興課 今後のチャレンジショップの方向性は、まちの賑わいを取り戻したいということが基本にある。今、コロナ禍の状況で、なかなかお客さんとお店の制限等があるが、それが終わったら極力人が賑わうような形にしたい。また5年という目途であるが、チャレンジショップの入店が2年での交代制度というふうになっている。それに伴って交代制度の順も店によっては変わってくる年度になってくるので、やはり指定管理者と出店希望者の信頼性も必要になってくる。また新しい指導も必要になってくると思うので、できる限り安定的な出店を目指しながら中間市にお店を開店してもらってチャレンジを行いたい。

○委員 結局その中で当然指定管理料、今回〇〇〇万というところで今あげているが、財政が苦しいという中で、〇〇〇万本当にいいのかどうかというところ。もっと工夫をすれば、もっと指定管理料が下げられることもできるのではないかと。そのあたりをもう少し明確に考えていかないといけない時期なのでは。

○産業振興課 そのとおり。やはりその都度考えなくてはいけないが、当初〇〇〇万円ということ考えていたが、財政が厳しい現在の市の状況を、チャレンジショップを受けている指定管理者に説明している。何とか下げられるような状況がないかということ、2、3度交渉した。その中で人員の削減等でまかなえる部分があるということで、やはり人件費が結構かかっているという状況もあるので、その部分を削減してできるだけということ、〇〇〇万というふうになっている。〇〇〇万でもまだ下げられるのかどうかというのは、再度また指定管理者との折衝になると思うが、できるだけ動いて考えたい。

○委員長 この事業はそれなりに、1期生が全員市内に開店しているということ。一定の成果は出ていると思う。そうした中で、指定管理料〇〇〇万円を現在〇〇〇万円まで削減したところで今回は臨みたいということだが、市の財政事情を鑑み、もう一段の削減ができるかどうか、そこは所管課の方で話をさせていただき、そしてその結果これ以上動かないということなら仕方がないが、そういった努力をしてもらいたい。

○委員 指定管理料を下げるという話をずっとしているが、そのためには何をしたらいいかという、使用料・利用料を上げる、その方向しかない。だから例えば選定するのであれば、それができる業者を選ぶ、これが一番だと。そこをちょっと考えて、工夫してほしい。

○委員長 そうしたら指定管理料、もう一段努力していただくということを前提にしてこの案に沿って進めていきたい。

それでは最後になるが、生涯学習課からの説明をお願いしたい。

○生涯学習課 生涯学習センターについて。当該施設については平成19年度より指定管理者制度を導入し、現在は株式会社西日本医療福祉総合センターと契約、契約期間は令和2年度、3年度の2年間で、本年度末をもって契約が満了となる。契約満了後の令和4年度からは生涯学習課所管の中央公民館機能を生涯学習センターに移転するので、指定管理者制度は導入せず中間市直営で運営していきたい。なお本件については令和2年度中の定例市議会及び総合政策委員会、また住民説明会でも周知済みである。以上のことから、生涯学習センターの指定管理については令和4年3月31日をもって終了したい。

○委員長 確認だが、生涯学習センターについては、来年4月から生涯学習課が移転する予定であるために、指定管理を行わず直営で管理運営を行う、そういう内容でよろしいか。

これは、生涯学習課が生涯学習センターにすっぽり入るのか。

○生涯学習課 一応来年度からは生涯学習課3係が行く予定と考えている。

○委員 今、事務所自体があそこは狭いので、あれだけの人数が行って大丈夫かということをご心配されていると思うので、その辺でいい。

○生涯学習課 まず公民館係については、今の生涯学習センターの受付が1階にあるので、まずそこに行ってもらおう。そのあと社会教育係、スポーツ振興係については、2階のフロアを活用した中で運営できたらと思っている。

○委員長 ハピネスには全然残らなくて良いのか。

○生涯学習課 基本的には来年の4月からは生涯学習課、特に公民館係については行くことにしているので、それで生涯学習センターの方では今後改修工事が入るので、その期間中についてはハピネスなかまの方に、今のところに間借りするという形。

○事務局 今週の水曜日に公共施設管理課が関係課を全課集めてハピネスなかまの改修工事の打ち合わせを行う。その中で今年度のハピネスなかまの改修工事、それと令和4年度の生涯学習センターの改修工事の内容等を今週の水曜日に確認することになっているので、その会議の結果を報告したい。

○委員長 そのほか意見等は、ないようであるならこの案に沿って進めていきたい。

では次に、議題の2「今後の日程について」事務局の方から説明をお願いしたい。

○事務局 今後の日程について。次回の選定委員会については、今回委員から意見があった太陽の広場については、指定管理者制度そのものを入れるのかどうかということについても意見を出していただきたい、決定していきたいと考えている。また、公募を予定している施設、チャレンジショップについては、今回意見があったように、指定管理料を見直していくのかどうか、年数のこと、そういったことを決定していきたいと考えている。また、チャレンジショップについては公募するので、募集要項の決定、あるいは審査方法の確認といったものを進めていきたい。

その後のスケジュールについては、まず、8月10日号の広報なかまと中間市ホームページ

でチャレンジショップについては公募を呼びかけていただき、数週間募集期間を設けた後に、9月中旬ごろ書類審査による1次選考、10月にプレゼンテーションによる2次選考を経て、11月中に候補者の決定を行っていくという流れで考えている。そして12月に議案上程を行い、議決をいただけたら、3月中に協定の締結、必要であれば事務引継ぎ、という流れを考えている。

○委員長 次回の選定委員会は7月上旬ごろを予定している。